

本誓寺総代会規約

第1章 総則

第1条 この規約は宗教法人本誓寺規則第16条の規定に基づき「本誓寺総代会」の組織及び運営について定める。

第2章 名称及び事務所

第2条 この会は本誓寺総代会と称し、事務所を本誓寺内に置く。

第3章 目的

第3条 この会は本誓寺（以下本寺と云う）と門徒との親和協力と緊密化に努め、本寺の維持興隆を図り、本寺組織の運営に資することを目的とする。

第4章 組織

第4条 総代は本寺に所属する門徒の代表であり、衆望に帰するものの中から維持会の推薦により、住職が選定する。

2. 総代の人員は7名とし、その任期は3年とする。

但し、再任を妨げない。

3. 補欠総代の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 取務権限

第5条 総代は責任役員に協力し、本寺の業務について勧告及び助言をなし、更に責任役員、諮問に応ずるものとする。

2. 次に掲げる事項については、あらかじめ総代の同意を得なければならぬ。

但し、緊急の必要に基づくもの、又は軽微なものがある場合及び寺則第4号に掲げる事項が1年以内の期間に係るものがある場合は、この限りでない。

(1) 借入及び臨時の融通

(2) 主要建物、新築、改築、増築、移築、除却及び若し模様替

- (3) 土地の着し、模標替
 (4) 主要な境内建物及び境内地の用途変更並びにこの法人の目的以外の使用。
 (5) その他重要事項。

第6章 会議

第6条 総代は総代会を構成し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 本寺一般会計及び特別会計の予決算
 (2) 本寺の諸事業
 (3) 宗派に依頼に関する事項
 (4) 本寺寺則、旅行細則
 (5) その他必要と認められる事項

第7条 総代会の会議は総会及び常会とする。

2. 総会は年1回開催し、必要に於て随時に常会を開くものとする。

3. 会議の召集は何れも代表役員が行い、その議決は出席総代の過半数をもって決する。

第8条 総代会の議定については議事録に之を記載し、署名員によつて之を証することとする。

第9条 一般会計及び特別会計の予決算については、維持会の総会に報告し、なお所轄官庁にも必要書類と共に報告するものとする。

第7章 経費

第10条 総代会の業務にかかる経費は本寺一般会計、特別会計及び寄付金その他によつて之を支弁する。

第8章 会計年度

第11条 この会の会計年度は毎年 月1日に始り、翌年 月末に終る。

(附則)

この規約は平成10年 月 日から施行する。